

平成20年12月19日

平成20年 第12回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成20年第12回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年12月19日（金曜日）午後1時58分～午後3時18分
2. 場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室
3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）
2番 小泉美佐子
3番 土田 豊
4番 武石修一郎
5番 佐久間 榮 昭（教育長）
4. 欠席委員 な し
5. 説明職員
学校教育部長 阿 部 晴 彦 社会教育部長 窪 田 きく江
学校教育部
参事兼
指導室長 真 如 昌 美 学校教育課長 下 平 一 紀
建築課長兼
教育施設担当
副参事 堂 垣 隆 志 給食課長 猿 橋 壽 一
社会教育課長 高 杉 春 行 体育課長 戸 所 保
中央公民館
館長 長 島 孝 夫 中央図書館
館長 松 井 悟
指導主事 小須田 哲 史 指導主事 阿 部 啓 介
6. 書 記
庶務係長 尾 又 斉 夫 主 事 谷 本 惇

○議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 教育長諸務報告
- 第3 第13号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第4 第55号議案 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価実施要綱
- 第5 第56号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- 第6 第57号議案 東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程
- 第7 第58号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第8 その他報告事項 統括校長を置くことができる学校の基準について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成20年第12回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

○佐久間教育長 それでは、平成20年11月25日から平成20年12月16日の間の諸務報告を申し上げます。

平成20年11月25日、市議会全員協議会に出席いたしました。全員協議会の議題は、国民健康保険税の改定について、これは国民健康保険税を平均5.3%値上げするというのが主な内容であります。

2つ目は、介護保険に係るもので、南部地域包括支援センター及び高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する内容であります。

同日、青梅信用金庫主催の地域懇話会に出席いたしました。懇話会では、地域の自立と再生を目指してのテーマで、慶應義塾大学大学院片山善博教授の講演が行われました。

11月26日、第四小学校を訪問いたしました。教育委員による学校訪問によるものであります。

同日、租税教育作文コンクール表彰式に出席いたしました。今回の表彰式は、市長賞の表彰式で、一中、二中、三中、各中学校からそれぞれ1人、計3人の生徒が表彰されました。

11月27日、校長会定例会に出席いたしました。私からは、学期末が近づいてきておりますので、改めて、児童・生徒の個人情報について外に漏れたりしないようお願いいたしました。

また、東京都からの連絡といたしまして、会計事故が発生しないように特に注

意してほしいこと、これは板橋区の中学校で、5年9箇月にわたりまして、事務職員が2,000万円の区費を横領し、本人からの申し出があるまで学校が気が付かなかつたという事例がありまして、学校のチェックの甘さを指摘されたことによるものであります。学校での管理を十分に行ってほしいこと。

それから、次に、21年度から統括校長を設置したいこと、及び主任教諭制度を改正したいことが東京都から連絡され、それを校長の皆さんにお伝えしたものであります。

同日、教育委員による市長への予算要望に出席いたしました。

11月28日、小学校連合音楽会を見学いたしました。

同日、不登校問題講演会に出席いたしました。不登校ゼロへの挑戦のテーマで、宮崎大学大学院小野昌彦教授の講演でありました。

同日、医師会役員と市との意見交換会に出席いたしました。意見交換会は、主として、総合福祉センターについて、あるいは新型インフルエンザ発生時の対応等について、話し合いが行われました。

12月2日から16日までの間、平成20年第4回市議会定例会が行われ、必要に応じて出席いたしました。

まず、12月2日、初日は議案の審議が行われました。教育委員会関係では、体育施設に指定管理者制度を導入するための条例の一部改正と、12月補正予算が関係いたしました。体育施設の条例は、厚生文教委員会に付託されることになり、12月11日に厚生文教委員会で審査されました。

委員会では、初めに質疑が行われ、その後採決され、賛成多数で可決されました。その後、12月16日の本会議でも同様、可決されました。

次に、12月3日から12月9日まで一般質問が行われました。なお、今回の市議会定例会で出された質疑、質問、意見等につきましては、お手元にご配付いたしましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

12月3日、学校給食の試食会に参加いたしました。市議会議員、副市長、各部の部長、参事、教育委員会事務局の課長等とともに試食したものであります。

12月7日、東大和市、武蔵村山市、二市家庭婦人バレーボール秋季大会開会式に出席いたしました。平成19年度までは瑞穂町も加入しておりましたが、今年度から2市の大会となりました。参加したチームは、1部に9チーム、2部に9チームで、優勝は、1、2部ともに東大和市のチームでありました。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第13号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第13号報告 事務の臨時代理の承認について（平成20年度東大和市一般会計補正予算（第4号）（教育費）について）、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第13号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成20年度東大和市一般会計補正予算（第4号）であります。このことにつきましては、第4回市議会に第78号議案として提出され、12月2日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会の時点では、まだ市長との最終の調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付することができなかつたために、平成20年11月28日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

概要につきましては、学校教育部関係は学校教育部長から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○阿部学校教育部長 平成20年度東大和市一般会計補正予算（第4号）のうち、学校教育部関係につきまして、ご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費であります。2ページの説明欄をご覧いただきたいと存じます。事業番号2、教育事務管理費は6万3,000円の増額であります。これは、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の権限に属する事務の管理、執行状況の点検・評価が法で義務づけられたことに伴い、教育に関し、学識経験を有する方からの意見を伺うために、必要な経費を増額するものであります。

8節報償費は、教育委員会点検・評価員3名の謝礼で、計9回分、6万3,000円の増額であります。

次に、3目教育指導費であります。説明欄をご覧くださいと存じます。事業番号13、教科書・指導書・副読本等購入事業費は2,142万円の減額であります。これは、主に、教科用図書採択がえの結果、現在の教科書を平成22年度まで使用するため、教師用の教科書及び指導書を新たに購入する必要がなくなったことに伴いまして減額するものであります。

11節需用費、①消耗品費は、教師用の教科書及び指導書等で2,142万円の減額であります。

次に、事業番号16、教育センター運営費は9万1,000円の増額であります。内容が2つございまして、1つ目は、教育センターの消防設備が消防法に基づく法定点検の結果、老朽化で一部基準を満たしていないことが判明したため、修繕に必要な経費を増額するものであります。

11節需用費、⑥修繕料は、火災報知機の修繕料で4万1,000円の増額であります。

2つ目は、各学校に派遣しております教育ボランティアの人数が増加したことに伴い、ボランティアの保険料が不足するため、必要な経費を増額するものであります。

12節役務費、⑥保険料は、合計で100名分、5万円の増額であります。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。

次に、2項小学校費、1目学校管理費であります。4ページの説明欄をご覧くださいと存じます。事業番号1、小学校運営費は388万2,000円の減額であります。これは、学校施設の清掃等業務委託の契約差金で減額するものであります。

13節委託料は、学校施設清掃等業務委託料で388万2,000円の減額であります。

次に、2目教育振興費であります。説明欄をご覧くださいと存じます。事業番号1、就学援助事業費は80万4,000円の増額であります。これは就学援助支給対象者の人数が当初の見込みよりも増えたため、就学援助に必要な経費を増

額するものであります。

20節扶助費は、就学援助費で80万4,000円の増額であります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費であります。説明欄をご覧いただきたいと存じます。事業番号1、中学校運営費は583万3,000円の減額であります。これは、学校施設の清掃等業務委託の契約差金で減額するものであります。

13節委託料は、学校施設清掃等業務委託料で583万3,000円の減額であります。

次に、2目教育振興費であります。説明欄をご覧いただきたいと存じます。事業番号1、就学援助事業費は99万4,000円の増額であります。これは、就学援助支給対象者の人数が見込みよりも増えたため、就学援助に必要な経費を増額するものであります。

20節扶助費は、就学援助費で99万4,000円の増額であります。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

次に、5項保健体育費、3目学校給食費であります。8ページの説明欄をご覧いただきたいと存じます。事業番号2、学校給食センター運営費は320万8,000円の増額であります。これは、重油や灯油などの高騰により、燃料費及び光熱費の不足が見込まれるため必要な経費を増額するものであります。

11節需用費、②燃料費は197万7,000円の増額であります。⑤光熱水費は123万1,000円の増額であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○窪田社会教育部長 引き続きまして、社会教育部関係をご説明申し上げます。

恐れ入ります。5ページをお開きいただきたいと思っております。

4項社会教育費、2目公民館費、事業名1、中央公民館事業費でございます。補正額66万2,000円の増額につきましては、建築設備定期点検の際に指摘事項となりました非常用照明器具が不点灯のため、取り替え工事を行う費用でございます。

次に、4歳敷公民館事業費の補正額68万3,000円でございます。需用費45万8,000円のうち、燃料費25万5,000円につきましては、暖房設備に使用する特A重油の単価増額のため見込まれる不足額を増額したものでございます。光熱水費の増額20万3,000円につきましては、電気料金の増額により見込まれる不足額を増額したものでございます。

15工事請負費22万5,000円につきましては、中央公民館事業費と同様に、建築

設備定期点検の際に指摘事項となりました非常用照明器具が不点灯のため、取り替え工事を行うための費用でございます。

続きまして、4目郷土博物館費、右側のページをお願いいたします。

1 郷土博物館管理費15万円の増額でございます。

1 報酬費15万8,000円の減額につきましては、嘱託の博物館館長が今年5月に配属となりましたので、4月分の報酬額が不用となったことから減額するものでございます。

4 共済費11万7,000円の増額は、嘱託の博物館館長の社会保険料の不足が見込まれることから増額したものでございます。

11 需用費19万1,000円、修繕料の19万1,000円の増額でございます。これは、施設修繕料で、事務室のエアコンが故障により暖房が機能しないことが定期点検で判明したため、修理をするものでございます。

恐れ入ります。7ページをお開きいただきたいと存じます。

5 項保健体育費、1目保健体育総務費、右側のページをご覧いただきたいと思っております。

事業番号4、スポーツ振興事業費2万6,000円の増額でございます。これにつきましては、来年3月にサッカー連盟が大会を開催するために、桜が丘三丁目にご覧警視庁教育訓練施設のグラウンドを借用するための借上料でございます。

なお、この金額につきましては、サッカー連盟から利用者負担金として全額歳入するものでございます。これは、警視庁の教育訓練施設が貸し出し施設ではないため、この施設の所在地であります当市の行事にのみ借り上げが可能となったもので、サッカー連盟が直接使用料を支払うことができないため、サッカー連盟から市のほうに利用者負担金を納入してもらい、市が警視庁に支払いをするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○小泉委員 いろいろ説明ありがとうございました。

1点お尋ねいたします。

4ページになりますが、先ほど就学援助費の支給対象者が増えたというご説明

をいただきましたが、大体、小学校、中学校ともに増額なんですけれども、大体何名くらい増えて、増えた地域で特に挙げられるようなところがございますでしょうか。

○**下平学校教育課長** 就学援助費でございますが、人数的に申しますと、小学校が12人程度、それから中学校が10人程度ということでございます。これは、最近、財政状況が逼迫しておりますので、就学援助費の予算の組み方を、実績額ではなくて、前年度の予算で組んだ金額を学年進行させてというようなやり方で予算を組んでおりますので、当初に組んだ人数よりも実績のほうが若干上回ったということで、特に地域別にどこが多いとか、そういうことではございません。

以上でございます。

○**鈴木委員長** ほかにございませんか。

では、私から1点、これは社会教育部、学校教育部にもかかわるかもしれませんが、需用費の燃料費、光熱費の増額ですけれども、これは蔵敷公民館だけ載っていますけれども、他の社会教育施設や学校関係で不足を生じているということはないのでしょうか。

○**下平学校教育課長** 小学校、中学校ともこの燃料費につきましては、当初から高騰を見込みまして、秋の大きく値段が高騰する以前に、地下タンク等につきましては満タンにしております。したがって、ここでまた価格が下がっておりますので、高かった時期はその備蓄的なもので間に合っておりますので、特に計算上、現状で賄えるということで見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○**窪田社会教育部長** 社会教育部につきましては、燃料費等の予算計上につきましては、当初予算を組む10月の段階で実績をもとにして計上しております。前年度の実績です。それをもとに計上して予算措置をしております。

現在のところ、3月までの利用料を見込んだところ、蔵敷公民館だけが不足をするという見込みで、今回、蔵敷公民館だけ補正をさせていただきました。その他の施設は、今のところ当初予算の見積もりでやっていけるというふうに見ております。

以上です。

○**鈴木委員長** わかりました。

○**土田委員** ほぼ同じようなことですが、業務委託料がここで減額補正とい

うことになっていますね。最初の補正前の額というのは、これは年度初頭に契約した額ではないんですか。それが補正されたのか、それとも、いつも毎年途中で見直しをして減額要請を業者にするのかどうか、それをお聞きしたいんですが。

○常垣建築課長兼教育施設担当副参事 この学校施設業務委託料につきましては、各学校に昔、用務員さんがいらっしゃったんですけれども、今いらっしゃいませんので、4月当初から委託会社に用務員さんのかわりの方々を配置してもらって日々の清掃をやってもらうということと、あと、季節ごとのワックス清掃等、こういった内容の業務委託でございます。

当初も契約したところ、一番安い業者のほうが落ちまして、その際にこういった当初予算より低い額で落ちましたので、その低い額を差金という形で、ここで減額させてもらったということでございます。

委託のお金につきましてはの当初予算につきましては、業者から見積もりをとりまして、それで予算計上をしているんですが、やっぱり競争入札ということで、皆さん企業努力ということでそれなりの金額で入れてきて契約しますので、そういった関係でこういった差金が出てきているということでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○土田委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

○小泉委員 直接の金額には関係ないかと思うんですけれども、今、業者の方にワックスがけ等も当然依頼するわけですね。そうしますと、学校訪問させていただいておりますと、汚れた上にワックスがけをするんでしょうか。こびりついてしまって、とても真っ黒になっていて落ちないという状況を何校か拝見しております。そのあたりのワックスがけというのはどのような方法でしょうか。

○常垣建築課長兼教育施設担当副参事 季節のワックスがけにつきましては、通常今やっているのが、夏と冬と春にやっております。年3回やっております。水清掃した後、ワックスをかけております。そういった範囲での仕様になっております。

ただ、今、委員さんのほうから、汚れがなかなか落ちない部分にさらにワックスをかけて、かなり汚れが目立つというような学校も見受けられて、各学校からそういったお話も伺います。そうした中で、その学校の状況に合わせて、来年に

つきましては、汚れを落とす、剥離というんですけれども、それをして、ワックスがけを減らしてでも剥離をしたいという学校がございますので、その辺はうちのほうも臨機応変に対応していきたいなと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校の燃料費の購入について、時期を考慮していただいて、節約していただいて、ご配慮ありがとうございます。

ほかございませんね。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第13号報告 事務の臨時代理の承認について（平成20年度東大和市一般会計補正予算（第4号）（教育費）について）、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第13号報告 事務の臨時代理の承認について（平成20年度東大和市一般会計補正予算（第4号）（教育費）について）、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第55号議案 東大和市教育委員会の権限に属する事務の
管理執行状況の点検及び評価実施要綱

○鈴木委員長 日程第4、第55号議案 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価実施要綱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第55号議案 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価実施要綱につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、新たに第27条に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等が規定されました。この規定によりまして、教育委員会は毎年その権限に属する事務につきまして、

点検及び評価を行うことが義務づけられましたことから、実施に関して必要な事項を定めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨を定めたもので、法律に基づき点検・評価を行うことを規定するものであります。

第2条は、点検及び評価の対象を定めたもので、教育委員会の基本方針に基づく主要施策を対象とすることを規定するものであります。

第3条は、点検及び評価の実施を定めたもので、毎年度1回実施し、主要施策の取り組み状況を確認し、課題や今後の方向性を示すとともに、教育に関し、学識経験を有する者から意見を聴取することを規定するものであります。

第4条は、点検及び評価の報告書の作成等を定めたもので、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することを規定するものであります。

第5条は、委任を定めたもので、この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が定めることを規定するものであります。

附則であります。この要綱の施行日を平成20年12月25日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○小泉委員 このところで、第3条の3、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するとなっていることについて少しお尋ねいたします。

先ほど、補正予算を説明していただいたときの2ページのところでしょうか。報償費として、教育委員会点検・評価員の謝礼として3名分の9回分だということで金額をお聞きしましたので、ここで3名の学識経験者かなと理解をしておりますが、聴取方法について、具体的にどのようにお考えなのか、説明していただける部分がありましたらお願いいたします。

○阿部学校教育部長 今、ご質問にございましたように、点検・評価員の人数は3人と考えております。そのうち2人は公募によって募集したいと考えております。

その3人の点検評価員からのご意見の聴取の方法につきましては、詳細はまた教育委員会に諮りながら、ご相談しながら決めていきたいと考えておりますが、まず、この点検評価が義務づけられたのは、教育委員会が行うことでございます。

ので、教育委員会が主要施策に基づいて事業の点検をし、自己評価をすると。それに対して、その過程で点検評価員の3名からそれぞれのお考えのもとでご意見をいただくと、そういうふうと考えております。また詳細は諮っていきたいと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○小泉委員 はい。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第55号議案 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価実施要綱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第55号議案 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価実施要綱について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第56号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

○鈴木委員長 日程第5、第56号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第56号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、公益法人制度改革に伴いまして、東京都の「公益法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」の名称が、「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」へ改められたことによりまして、東大和市立学校職員出勤簿整理規程の引用条項に修正が必要となったため、一部改正を行うものであります。

内容についてご説明申し上げます。

別表第3号中、「公益法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」に改めるものであります。

附則であります。この規程の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○土田委員 公益法人はいろいろありますけれども、これを公益的法人というふう
に言いかえたのは、かなり適用する法人の数を増やすというか、範囲が広がる
んだらうと思うんですが、その辺の説明というか。

○佐久間教育長 国が医療法人なんかを独立行政法人か何かに国立、しましたよね。
そういうところだと思えますよね。例えば大学なんかにも行きますから。

○土田委員 NPOとかNGOとかというのは関係ないんですか。

○阿部学校教育部長 ご案内のとおり、公益法人の制度改革というのが行われまし
て、12月1日から3本の法律が改正され、施行されたものであります。

その中で、従前の公益法人というのが、一般的には民法を根拠にしている社団
法人、財団法人が中心であったわけですが、その2つが廃止となりました。それ
にかわりまして、一般社団法人ですとか一般財団法人というのが登記によって設
立できるというような仕組みになっております。さらには、その中で事業の一部
が公益目的であることが条件で、次は一般から今度は公益という名前で、公益社
団法人ですとか、公益財団法人という主務官庁の認可を受けた法人も設立できる
ように大きく変わっております。

今回の改定につきましては、それらの改正を受けまして、いろいろな法人の種
類ができたものですから、それに対応する内容でございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第56号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する
規程について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第56号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第57号議案 東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

○鈴木委員長 日程第6、第57号議案 東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第57号議案 東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、公益法人制度の改革に伴いまして、財団法人の寄附行為がなくなったため、東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。

第12条第1項中「、寄附行為その他の規約」を「その他これらに類するもの」に改め、第1号様式中「、寄附行為」を削るものであります。

附則であります、この規程の施行日を公布の日とするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第57号議案 東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、本件を承認

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 鈴木委員長 ご異議なしと認め、第57号議案 東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第58号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 鈴木委員長 日程第7、第58号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

- 鈴木委員長 説明をお願いします。

- 佐久間教育長 ただいま議題となりました第58号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、当市の体育施設等に指定管理者制度を導入するため、東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例を、平成20年第4回東大和市議会定例会に議案提出し、平成20年12月16日に議決されました。これに伴いまして、条例施行規則を改正するものであります。

本規則の改正内容につきまして申し上げます。

今回の規則の一部改正は、平成21年1月1日に施行する部分についてご提案するものであります。

平成22年4月1日に施行する規則の改正は、今後、協定等に関する指定管理者との協議を踏まえ、条文を整理し、指定管理者に移行する時期に合わせてご提案したいと考えております。

詳細につきましては、社会教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

- 窪田社会教育部長 それでは、説明をさせていただきます。

今回の改正となる主な内容につきましては、指定管理者の指定等に関するもので、指定管理者を公募しない場合の根拠、指定管理者の申請の書類、指定管理者

の欠格要件等を新設するもので、そのほかは文言の整理となっております。

それでは、内容に入らせていただきます。

恐れ入ります、第58号議案に添付してございます、第58号議案資料A 3版の大きいものでございますが、東大和市体育施設等に関する条例施行規則新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。左側に掲載されておりますのが現行の条文でございます。右側に掲載されておりますのが改正後の条文となっております。いずれも網かけとなっている部分が改正箇所となっております。

最初に、第6条でございますが、文言の整理でございます。施設等を使用する団体について、「市民団体」を「市内団体」と改めました。これは、通常業務の中で、市内団体と市外団体との使い分けをしていることから、現状に合わせたものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開きいただきたいと思っております。

第9条は、新たに「使用者からの請求があった場合を除き」を加えたものでございます。これにつきましては、現在、体育館の使用料につきましては領収書を発行しないこととなっております。体育館では、自動券売機で券を購入後、その券を使用する部屋で提出することとなっていることから、使用者の手元に領収書が残らないため、領収書の発行を求められることがありますので、使用者からの請求があった場合は領収書を発行できるようにするものでございます。

第10条第1項第1号は文言の整理でございます。第2号につきましては、文化系、体育系と社会教育団体は広範囲にあることから、本規則でいう社会教育団体をわかりやすくするために、括弧書きを加え、その中に「東大和市体育協会に加盟している団体その他の団体で、委員会が認めるものをいう。次号において同じ。」という文言を書き加えたものでございます。第3号は、第2号の改正に伴う文言の整理でございます。

恐れ入ります。3ページをお開きいただきたいと思っております。

中ほどの第11条でございます。第1項第1号の改正につきましては、現在、使用料の還付をする場合は全額還付をする規定となっておりますので、時間延長等の利用があった場合を考慮し、改正するものでございます。第2号、第3号につきましては文言整理でございます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

第14条「指定管理者を公募しない場合」は新設条文でございます。条例第14条

により、指定管理者を指定する場合は、規則で定める場合を除き公募することとなっておりますことから、公募しない場合の理由を第1号から第3号までと明記し、第1号では、指定管理者の指定を受けようとする申請がなかった場合と、審査の結果、選定すべき法人等がなかった場合で、再度公募する時間的余裕がないときとしてございます。第2号は、指定の取り消しをした場合で、公募する時間的余裕がないとき。第3号は、そのほかに公募することができない特別な理由があると教育委員会が認める場合となっております。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

第15条「指定管理者の申請」も新設条文でございます。指定管理者に応募する団体等が提出する申請書と、そのほかの書類を第1号から第8号まで列記したものととなっております。

第16条「指定管理者の欠格要件」も新設条文でございます。条例第14条第3項第4号に規定した指定管理者に不適当な法人等を明らかにしたものでございます。第1号は、市長、副市長のほか、委員会等の委員または議員が法人等の役員であった場合、さらに、市が資本金や基本金等の2分の1以上を出資している法人等を、第2号は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行っている法人等とし、第3号では、役員または役員に準ずべき者が破産者で復権を得ないもの、禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者を、また、公務員であった者が懲戒免職の処分を受け、2年を経過しない者としており、第4号に、指定管理者として不適当な法人等として教育委員会が定めるものとしております。

6 ページです。

第17条「指定管理者の指定の通知」でございます。こちらも新設条文でございます。指定管理者の指定をしたときは、東大和市体育施設等指定管理者指定通知書を法人等に通知することを教育委員会に義務づけたものとなっております。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

第18条「指定の取消し」につきましても新設条文でございます。指定管理者の指定の取り消しをした場合は、東大和市体育施設等指定管理者指定取消通知書を指定管理者に通知することを教育委員会に義務づけたものでございます。

第19条は、第14条から第18条までに新たな条文が加わったため、現行第14条が

第19条となったものでございます。

恐れ入ります。11ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは別表第2の表でございます。中ほどの市内団体の欄でございますが、現行、「連盟」となっておりますが、団体が不明瞭のため、「東大和市体育協会に加盟する団体」に改めるものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

備考1につきましては、市内団体の定義を明らかにするとともに、学校内クラブの定期的な利用について、特別な理由がない限り認めないものと定めております。現行の3につきましては、別表の中で改正したため削除するものでございます。改正後の3、4につきましては、現行の3の削除により、それぞれ繰り上がったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○小泉委員 お尋ねをしたいんですが、4ページ、5ページのところなんですが、「指定管理者を公募しない場合」のところ、第14条の(3)ですが、「指定管理者を公募することができない特別な事情があると委員会が認める場合」と、ここにうたっておりますが、この特別な事情とは何か想定しているようなことがございましたら、お教えてください。

○窪田社会教育部長 特別な事情があると委員会が認めた場合でございますが、例えば、指定管理者の決定をするに当たりましては、市内部の審査会で決定し、教育委員会にお諮りをした後、市議会の議決を経て指定管理者を最終的に正式決定ということになります。そこまでの間で、例えば市議会で否決をされたような場合、現在22年4月1日から指定管理者制度を導入するという予定で準備を進めてございます。今後の予定としては、例えば来年の9月を目途に市議会に議案提出を考えてございますが、その議会で、その指定管理者がふさわしくないということ、否決等をされた場合に、翌年の4月1日までの間に新たに募集等をするということが時間的に間に合わないということです。そのような場合に、再度募集をしないという趣旨でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

では、私のほうから1点お願いします。

11ページ、この「連盟」が「東大和市体育協会に加盟している団体」とすることによって、現行の実態に影響が出てくることが考えられるのでしょうか。

○窪田社会教育部長 具体的には、影響はないというふうに考えてございます。ただ、「連盟」というふうになっていますと、先ほど本文の中でも説明いたしましたが、社会教育団体という中で大きく分けて「連盟」というふうに区分をしますと、文化団体の何々連盟というものもございます。体育館等、体育施設等につきましては、文化団体が使うということはメインではないわけです。体育協会に属する団体がメインになっておりますので、そこを明らかにするために、ただ連盟ということでは、何の連盟かが不明瞭ということになってしまいますので、その連盟を統括している協会、体育協会ということで明らかにしたということでございます。特に利用団体等に不利益が起こるということは考えてございません。

○鈴木委員長 わかりました。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第58号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第58号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第8、その他報告事項を行います。

報告事項、統括校長を置くことができる学校の基準について、本件の報告をお願いいたします。

○真如学校教育部参事兼指導室長 統括校長の設置につきましては、目的に、統括校長のリーダーシップのもと、学校や地域が抱える教育課題への積極的な解決を図り、地域における教育改革を一層推進するということにしまして、既に平成19年7月、この教育委員会定例会を経まして、当市の学校管理運営規則に位置づけてあるものでございます。

このたび、都の人事委員会を経まして、統括校長の設置の体制が整い、統括校

長を置くことのできる学校の基準が定められたのを受けまして、当市におきましても同様の基準を定めたものでございます。

この基準は、平成21年1月1日から施行となり、この後、東京都教育委員会の方針あるいは指導・助言に基づきまして、統括校長の設置に向けた検討に入っていることとなります。

しかしながら、個性化・特色化が進む都立高校はさておきまして、小中学校への統括校長の配置につきましては、人事委員会の中でも、小中学校、その学校間でそれほど大きな差が見られないであろうということだとか、あるいは予算等も絡みまして、人事委員会では、現段階ではまだ研究の余地が残るといような見解も示されました。

その結果、当初、各区市の学校数の2割程度に統括校長を置くことのできる学校を定める予定ではあったんですが、本年度は小中51人の枠を上限といたしまして、配置数が東京都から示されました。

3枚めくっていただいて、4枚目をご覧いただきたいと思います。

そこに平成21年度統括校長配置基準ということで示されてございます。一番最初のところに、配置数として全部で51人とするというふうに、平成21年度は一応の目標と定められております。

配置する学校はどういう学校かということですが、大きく1つは、先進的な取り組みを推進するとともに、その成果を各区市町村の区域内における公立学校全体に還元する役割を担う学校のうち、次のア、イまたはウのいずれかに該当する学校で、高い成果を上げることが特に期待されている学校ということで、具体的には、文部科学省の研究開発推進、指定校等、東京都教育委員会の研究推進、指定校等、区市町村教育委員会の研究協力、奨励、推進、指定校等、これが1つです。

2つ目として、各区市町村教育委員会の重点施策や社会の動向等を背景として、地域や保護者からの高い期待にこたえる責務を負う学校のうち、小中一貫教育を実施している学校。

3つ目として、学校規模や分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校のうち、次のア、イまたはウいずれかに該当する学校で、特に困難な課題を抱えている学校。アとして、24学級以上の小学校。イとして、21学級以上の中学校。ウとして、夜間学級を設置している学校。

大きな4つ目として、統括校長の豊富な経験、より高度な専門的知識等に基づき経営する必要がある学校のうち、児童・生徒の生活指導において極めて困難な課題があることなどから、特に重点的な取り組みを行う必要がある学校というふうに、平成21年度は配置する学校のおおよそのスタイルが示されております。

これに基づきますと、本市においては、学級数の面で該当する学校はございません。それから、配置する学校の条件の中に、本年度については、複数この要件にクリアできる学校というのが示されておりますことから、今検討中ではあるんですけども、今後、学校の状況等を見ながら、また、東京都の指導を受けながら、統括校長については研究・検討を進めてまいりたいというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、平成21年度については、この枠の中うちの学校はなかなか入りにくい状況にあるということでもあります。今後、この配置数の上限が増えてまいりますので、その段階で、他市の状況だとか、あるいは他の区の状況等もかんがみながら、適切に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、1枚別でお届けしてあります公立学校の職の分化という、こういうような表が入っている資料をご覧いただきたいとします。これを見ていただきますとおわかりかと思えますけれども、公立学校の職の分化がどんどん、このところ進んでおりまして、今回、新たに統括校長、それから主任教諭というような職ができました。これまでは、校長、副校長、あとは教員という、そういう時代が10年ぐらい前にはあったんですけども、この間で、主幹教諭それから主任教諭、そして校長の統括校長ということで、随分新しい学校組織ができ上がってきたということがおわかりになるかと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから申し上げます。

統括校長配置基準というのは、これは校長の意欲を増進する点においても、公平公正な適切な基準だと感じました。

それで、質問の1点目は、統括校長になった場合の処遇はどういうふうになるのかということ。

それから、2つ目は、職の分化にも出てきているんですけども、主幹、主任

というわけですね。主任の選考や処遇、このことについてどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○真如学校教育部参事兼指導室長 まず、統括校長ですけれども、統括校長になりますと、準昇任というふうな扱いでありまして、これから位置づけられるわけですけれども、統括校長になったからといって市内の学校の校長たちの上司というふうな扱いはされません。名称は統括校長ですけれども、身分上は一般の校長と同じということでありまして。

それから、給与面でも準昇任ですので、上積みが出てまいります。

それから、同様にして、主任教諭、主幹教諭もそれぞれのポジションで給与が高くなってまいります。

今回新しく出てきたといいますか、選考が始まるんですけれども、主任教諭につきましても、8年たつと選考の対象になりますので、受けることができるんですけれども、主任教諭になりますと、一般教員との差ですが、30代で主任教諭になりますと月1万2,000円程度、年間でボーナスも含めまして20万から30万の差が出てきます。一般の教員と主任教諭ですね。それから、40歳代の主任教諭になりますと、一般教員との差が月2万5,000円程度、ボーナスも含めると年間30万から40万程度の差が出るということで、大変大きな違いになってまいります。

主任教諭になりますと、その表にもありますとおり、主幹教諭の補佐だとか、あるいは若手教諭の育成だとか、そういった重要な役割も担ってまいりますので、形だけの主任教諭というわけにはならないという、そういうようなことになってまいります。

今現在、本市においては、主任教諭の選考が6割ぐらいです。対象者の6割、それぐらいが、今、受験しようとして論文を作成しているところであります。

以上であります。

○鈴木委員長 主任の場合に、対象教諭8年以上、一定の年齢の6割ぐらいの方が現在受験をしようとしているという意味ですか。

○真如学校教育部参事兼指導室長 はい、申し込みが出ております。

○鈴木委員長 これは、人数の割合に規制はないんですか。

○真如学校教育部参事兼指導室長 本年度につきましても規制はございません。選考ですので、当然全員受けて受かるということはありません。これは、はっきりは言っておりませんが、給与の見直しをしたところで、高校の先生方の給与

が少し削られまして、その額をこちらに持ってきていると、いろいろあるんでしようけれども、そういうようなことですので、本年度はその枠の中で合格者は決定されるということになります。

今年についてはスタートの年度ですので、また、組合との交渉が長引いておりましたので、ここで一気に試験を行います。採点者を集めるのが、今大変苦労しております。今、東京都のほうもその選考について、どういうふうに進めていくかということについて、大変忙しく検討している最中です。

○**土田委員** 余りよくわからないんですけども、この1つの市町村に統括校長というのはダブルで選任されることがあるのかどうかということと、それから、今、市町村には校長会長というのがあると思うんですが、統括校長になると、それが自動的に校長会長になるのかどうか、その辺がもしおわかりでしたらお聞きしたいんですが。

○**真如学校教育部参事兼指導室長** そこが一番小学校、中学校で問題になっているところでして、それぞれで15校ありますけれども、その2割ですから小中合わせて3人ぐらいというような感じでは示されてはいるんですけども、それほど課題に大きな差はないんですよ。

ですから、上手に配置をしないと、それぞれの校長先生のモチベーションが下がってしまうというようなことにもなってしまう。ただ、今後、例えば国の研究指定校を受けたりだとか、最近非常に熱心な校長先生が多いですので、そういった学校ができたり、あるいはクラス数が増えたりだとか、そういうような条件が整えば、うちの学校にも当然置かれることになるでしょうし、また、周りの校長先生方についても、そういった学校の校長ですから、大変な仕事を負うということでご理解をいただけるかなというふうに思っているところでございます。

○**小泉委員** ちょっとお尋ねします。主任教諭についてですが、本市で6割ぐらいの先生方が受験希望をされていると伺いましたけれども、15校すべての学校に必ずあるんですか、主任教諭は。置くのは大体何人ぐらいとか、そういうふうに決まっているんでしょうか。

○**真如学校教育部参事兼指導室長** 学校によって本当にまちまちです。該当する方が多いところについては当然多いんですが、平均年齢が低い学校、若手で非常に充実した元気な学校については該当する人もいませんので、本当に数名というところもあります。ですから、本当に学校によってまちまちです。

先ほど申し上げませんでしたけれども、本年度、東京都で1万3,500名というのは、一応の合格予定者ということで見積もっているところです。

以上です。

○鈴木委員長 もう一点、私のほうから。最近、教員も管理職志向が減ってきたりしていますよね。それから、教員の給与も行政職との関係でちょっとならされる方向になってきたりしていると考えられるんですけども、これは学校経営のモチベーションを上げる教員を育成したり、教員の給与そのものを改善しようという、そういう趣旨は含まれているのでしょうか。

○真如学校教育参事兼指導室長 そのとおりでございます。おっしゃるとおりでして、学校組織は、これからますます対外的に向けていろいろと接触する場面、あるいは協力していただく場面が出てきますので、そういったときに、きちんと組織としてこちらのリーダーシップのもと対応できるという、そういう学校をつくっていくんだという東京都の方針であります。

この主任教諭が一応設置されたところで、東京都のほうは、およそ学校の組織というものがこれででき上がっていくだろうということで受けとめておりまして、これからは、本当に特色ある学校づくりが現実つくられていくであろうと思えますし、また、そういうふうな学校をつくっていただかなければならないというふうになっていくと思っております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第12回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時18分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 土田 豊